

(地Ⅲ41)

平成28年5月16日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村 定 臣

平成28年熊本地震により母体保護法第25条の届出義務が
期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

今般、標記の件について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）」が施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」の規定の一部が熊本地震による災害に適用されることとなったことから、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の行政上及び刑事上の責任が免除される政令が公布・施行されたものであります。

母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条の届出義務について適用がなされ、熊本地震により不妊手術又は人工妊娠中絶の実施の届出が期限内に履行されなかった場合の取扱いについて示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び貴会管下会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成28年5月12日

〔 公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産婦人科医会 〕 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

平成28年熊本地震により母体保護法第25条の届出義務が
期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）」が、平成28年5月2日に公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」の規定の一部が、平成28年熊本地震による災害に適用されることとなったところです。

これにより、法令に基づき平成28年4月14日から同年7月28日までの間に履行期限が到来する義務が平成28年熊本地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成28年7月29日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないこととなります。

したがって、母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条に基づく不妊手術又は人工妊娠中絶に係る届出義務についても、平成28年4月から6月までの間に実施した不妊手術又は人工妊娠中絶に係るものについては、平成28年熊本地震により各月の翌月10日までに履行されなかった場合において、当該届出が平成28年7月29日までになされたときには、同法第32条の規定する罰金の刑は免除されることとなります。

つきましては、貴会会員におかれても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別添のとおり、各都道府県・指定都市・中核市あて通知しておりますことを申し添えます。

参考：母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）（抄）

（届出）

第 25 条 医師又は指定医師は、第 3 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月 10 日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

（第 25 条違反）

第 32 条 第 25 条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを 10 万円以下の罰金に処する。

雇児発 0512 第 2 号

平成 28 年 5 月 12 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件等について

「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 28 年政令第 213 号）」が、別添 1 のとおり、平成 28 年 5 月 2 日に公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）」（以下「法」という。）（別添 2）の規定の一部が、平成 28 年熊本地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第 2 条第 1 項の特定非常災害に平成 28 年熊本地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の保全等のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件（平成 28 年厚生労働省告示第 221 号）」（以下「告示」という。）が、別添 3 のとおり、平成 28 年 5 月 6 日に公布された。

この告示により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 2 項の規定に基づく養育里親名簿への登録等に関し、平成 28 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者等について、有効期間等を延長し、その満了日を平成 28 年 9 月 30 日とすること等とされた。

これらに伴う当局所管の法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対応方御配意いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に周知されるようお願いする。

記

第1 行政上の権利利益の保全等のための期間の満了日の延長について

1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等のうち、当局所管の法令の規定に基づくものは、次のとおりである。

○ 特定被災区域内に居住地を有する者に係る児童福祉法第6条の4第2項の規定に基づく養育里親名簿への登録

2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成28年熊本地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第3条第1項）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成28年9月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができる（法第3条第3項）。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

1 法令に基づき平成28年4月14日から同年7月28日までの間に履行期限が到来する義務が平成28年熊本地震により履行されなかった場合において、当該義務が同月29日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない。（法第4条第2項）

2 当局所管の法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおりである。

(1) 児童福祉法関係

- 一時預かり事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の12）
- 病児保育事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の18）
- 認可外保育施設の事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第59条の2）

(2) 母体保護法（昭和23年法律第156号）関係

- 不妊手術又は人工妊娠中絶の実施の届出（第25条）

(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）関係

- 児童扶養手当の支給を受けている者が死亡したときの届出（第28条第2項）



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 (二二二)

○平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (二二三)

〔省 令〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令 (文部科学二五)

〔告 示〕

○平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件 (国家公安委一五)

本号で公布された
法令のあらまし

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 (政令第二二二号) (文部科学省)

1 平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等について定めることとした。
(附則第一条の三関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (政令第二二三号) (内閣府本府)

1 平成二十八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定することとした。(第一条関係)

2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。(第二条関係)

(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

(四) 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (平成十四年法律第百六十二号) 第十七条第三項及び第五項これらの規定を同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 (平成十五年政令第三百六十九号) の一部を次のように改正する。

附則第一条の二次に次の一条を加える。

(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

附則 附則第五条第三項中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 馳 浩
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項並びに第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 岩城 光英

省令

○文部科学省令第二十五号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（同令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二日

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

文部科学大臣 馳 浩

附則第一条の二中、「第二十七条」を、「同条」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）
第一条の三、令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の三の規定により延長された支払期限とする。

附則第六条中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。
この省令は、公布の日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

平成二十八年五月二日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地）を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十八年九月三十日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済銃銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済銃銃を亡失し、又は許可済銃銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号	教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く）を受けた者

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

道路交通法施行令第三十三條の六第二項第二号ハ	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三條の六第三項第二号	原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三條の六第三項第三号	道路交通法第百八條の二第一項第二号に掲げる講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三條の六第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三條の六第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三條の六第四項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三條の六第四項第二号	道路交通法施行令第三十三條の六第四項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四條の二第一号イ	道路交通法第百八十九條第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四條の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四條の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四條の二第一号ホに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四條の二第二号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四條の二第二号二	道路交通法施行令第三十四條の二第二号二に規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四條の五第一号ハ	道路交通法施行令第三十四條の五第一号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四條の五第二号ハ	道路交通法施行令第三十四條の五第二号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四條の五第三号ロ	道路交通法第百八十九條第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四條の五第三号ハ	道路交通法施行令第三十四條の五第三号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四條の五第三号二	道路交通法施行令第三十四條の五第三号二に規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四條の五第四号	道路交通法施行令第三十四條の五第四号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四條の五第五号	道路交通法施行令第三十四條の五第五号に規定する免許を受けようとする者

道路交通法施行令第三十七條の六第一号	道路交通法第百八條の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七條の六第二号	道路交通法施行令第三十七條の六第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七條の六第三号	道路交通法施行令第三十七條の六第三号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七條の六の二第一号	道路交通法施行令第三十七條の六の二第一号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七條の六の二第二号	道路交通法施行令第三十七條の六の二第二号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十九條の二の四	道路交通法第百四條の四第六項の規定による運転歴証明書の交付を受けようとする者
道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八條の二第一項	道路交通法施行規則第十八條の二第一項に規定する講習を終了した者
道路交通法施行規則第二十六條の二	特定失効者又は特定取消処分者
技能検定員審査等に関する規則(平成六年國家公安委員会規則第三号)第十七條第一項第一号	技能検定員審査等に関する規則第十七條第一項第一号に規定する成績を得た者
技能検定員審査等に関する規則第十七條第一項第二号	技能検定員審査等に関する規則第十七條第一項第二号に規定する講習を終了した者
運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年國家公安委員会規則第四号)第五條第一項	特定失効者
警備業法第五條第四項	警備業法第五條第二項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第七條第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第十條第二項	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十條第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十條第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第六條第三項	やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第六條第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者

備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

発行所 千代田区千代田一〇五八四四五
 東京都千代田区千代田一〇五八四四五
 独立行政法人国立印刷局
 電話 03(3587)4294
 定価 一ヵ月一、六四〇円(本体一、五二〇円)
 本号 一四〇円(本体一三〇円)
 送料 別

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成八年六月十四日法律第八十五号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第一百号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項 若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項 において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項 若しくは第十三条第一項 の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項 若しくは第五十八条第六項 若しくは宮内庁法第八条第五項 若しくは国家行政組織法第十四条第一項 の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項 及び第二項 に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項 に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項 若しくは第二項 又は国家行政組織法第三条第二項 に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であ

ってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

- 一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。)により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
 - 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
 - 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
 - 4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる

法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

- 2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。
- 3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

- 一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人
- 二 相続人(前号の場合にあつては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第九条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

○厚生労働省告示第二百二十一号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を次のように指定する。
 平成二十八年五月六日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十八年五月十三日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十八年五月十三日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の四第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一條の五の三第一項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の通所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二第一項に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内の障害児入所施設の開設者
児童福祉法第二十四條の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の入所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二十六第一項第一号に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二十三号）第十三條第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第一百三十八号）第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品（化粧品を除く）の製造業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品（化粧品を除く）の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者	熊本県に主たる事務所を有する者	熊本県に主たる事務所を有する者	熊本県に主たる事務所を有する者	熊本県に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に薬局を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者

医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十号）第三条第七項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定の請求	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可
特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造販売業者の主たる事務所がある者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内において業務を行う者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により労働者派遣法第五条第一項の許可を受けるもの、特定被災区域内に主たる事務所を有するもの（平成二十八年七月十四日まで当該許可を受けたものとみなされる者に係る同項の許可の有効期間が満了する者を除く。）	

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）	障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定	障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内の介護老人福祉施設の開設者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内の介護療養型医療施設の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者

障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第八條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内の指定自立支援医療機関の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者